



肌寒い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
準備組合では組合設立に向けた説明会の準備を進めています。説明会以降に、改めて皆様とご面談をさせていただきたいと思っておりますので、併せてご協力の程よろしくお願いたします。



～トピックス～

- ☆ 組合設立説明会のご案内
- ☆ 再開発Q&A
- ☆ 事務所冬季休暇について



1. 組合設立説明会のご案内

平成30年12月22日（土）15時15分から、かつしかシンフォニーヒルズ別館「ラベンダー」にて組合設立説明会を開催いたします。

詳細については改めてご案内させていただきます。

《日時》

平成30年12月22日（土） 開場 15時00分 開始 15時15分

《会場》

かつしかシンフォニーヒルズ
別館 4階「ラベンダー」
（葛飾区立石6-33-1）

《内容》

- ・組合設立認可申請に向けて
- ・定款(案)の概要について
- ・事業計画(案)の概要について



★定款とは

定款には組合の組織や活動についてのルールを記載します。
一般の株式会社と同じように再開発組合でも定款を定めます。

★事業計画書とは

市街地再開発事業の計画について、事業の目的や設計の概要、資金計画(組合の収支)等を記載します。

皆様がお持ちの重要な資産にかかわる大切な内容となります。年末の大変お忙しいところ恐縮ですが、ご参加の程よろしくお願いいたします。

2. 再開発Q&A

Q. 再開発準備組合と再開発組合（本組合）の違いは何ですか？

A. 準備組合は、市街地再開発組合の設立を準備する権利者による任意の団体です。加入も任意（加入届けの提出等）です。

本組合は、都市再開発法に規定のある市街地再開発事業を行うことができる民間団体で、法人格を有します。

本組合ができること、施行地区内に宅地の所有権・借地権を持つ全ての方が組合員になります。

☆事務所冬季休暇のお知らせ☆

平成30年12月27日（木）～平成31年1月6日（日）

誠に勝手ながら、上記期間は冬季休暇とさせていただきます。

お急ぎの御用の方は、以下の連絡先までお願いいたします。

（緊急連絡先）

首都圏不燃建築公社 03-3436-2145（12/27、12/28、1/4）
080-9207-7092（上記以外）



お問い合わせ先: 立石駅北口地区市街地再開発準備組合 電話番号03-5672-1596

発行 立石駅北口地区市街地再開発準備組合